

# 宿泊約款

## 第1条(適用範囲)

1. 宿泊施設(以下、ベガルタハウスといいます)に関しベガルタハウス施設管理者であるまちづくり株式会社(以下、当社といいます)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令によるものとします。
2. 当社が、特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## 第2条(宿泊契約の申込み)

1. ベガルタハウスに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当社に申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者名(代表者を含む宿泊者全員)
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) その他当社が必要と認める事項(車両台数など)
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当社は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

## 第3条(宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、当社が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。

## 第4条(宿泊契約締結の拒否)

1. 当社は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
  - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 予約等、客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令、公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」といいます)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」といいます)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
  - (5) 宿泊しようとする者が従業員や他の宿泊客に迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (6) 宿泊しようとする者が伝染病者であると認められるとき。
  - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

- (9) 各都道府県条例で特に定める事由に該当するとき。
- (10) 保護者の許可のない未成年のみが宿泊するとき。
- (11) 宿泊の申し込みをした者が、予約した部屋につき経済的利益を図るなど宿泊以外の目的で申し込みをしたとき。

## 第5条(宿泊客の契約解除権)

- 1. 宿泊客は、当社に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2. 当社は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
- 3. 当社は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後17:30時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## 第6条(ベガルタハウスの契約解除権)

- 1. 当社は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令、公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき。
    - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
    - ハ. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
  - (3) 宿泊客が従業員や他の宿泊客に迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (4) 宿泊客が伝染病患者であると認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 都道府県条例の規定する場合に該当するとき。
  - (8) 館内での喫煙、施設内設備等に対するいたづら、その他当社が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
- 2. 当社が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## 第7条(宿泊の登録)

- 1. 宿泊客は、宿泊日当日、受付窓口において、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所、電話番号及び職業
  - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他受付窓口が必要と認める事項

## 第8条(客室の使用時間)

1. 宿泊客がベガルタハウスを使用できる時間は、午後2時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. ベガルタハウスは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の利用に応じることがあります。この場合には別途利用案内(非営利・営利)に記載の時間と金額を頂戴致します。

## 第9条(利用規約の遵守)

1. 宿泊客は、ベガルタハウス内においては、当社が定めた利用規則に従っていただきます。

## 第10条(営業時間)

1. 管理施設他、主な施設等の営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示等で御案内いたします。
2. 前項の時間は、臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

## 第11条(料金の支払い)

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨のみとなり前金精算とさせていただきます。
3. 当社が宿泊客にベガルタハウスを提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 第12条(当社の責任)

1. 当社は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それがベガルタハウス、および当社の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

## 第13条(契約した建物の提供ができないときの取扱い)

1. 当社は、宿泊客に契約したベガルタハウスを提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、建物が提供できないことについて、当社の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

## 第14条(寄託物等の取扱い)

1. ベガルタハウス、および当社では寄託物等の取り扱いは行っておりません。
2. 宿泊客が当施設内にお持ち込みになった物品又は現金並びに、貴重品に関しては当施設の故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても責任を負いかねます。

### 第15条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

1. ベガルタハウス、および当社では宿泊客の手荷物又は携帯品の保管等の取り扱いは行っておりません。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品がベガルタハウスに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当社は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。

### 第16条(駐車の実責任)

1. 宿泊客がベガルタハウスの駐車場をご利用になる場合、当社は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

### 第17条(宿泊客の実責任)

1. 宿泊客の故意又は過失によりベガルタハウスおよび当社が損害を被ったときは、当該宿泊客は当社に対し、その損害を賠償していただきます。

### 別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

内訳

宿泊客が支払うべき 総額	宿泊料金 その他	①基本宿泊料 +ごみ収集手数料(必要時)
	税金	②消費税

備考

1. 基本宿泊料金は受付窓口施設にて掲示する料金表になります。

### 別表第2 違約金(第6条第2項関係)

一棟 18,000 円 (4 名) 1 名追加につき 3,000 円 最大4名追加可能 ※未就学児(3 歳未満)に関しては人数に含まれません。	契約解除の通知を受けた日		
	不泊	当日	前日
	100%	100%	50%

備考

1. %は、基本宿泊料金に対する違約金の比率です。